

# 契約保健施設利用規程

# 神奈川県電子電気機器健康保険組合 契約保健施設利用規程

(目 的)

**第1条** この規程は、契約保健施設の利用補助を行うために必要な事項を定め、もって保健施設の利用を促進し、健康保持増進に資することを目的とする。

(契約保健施設)

**第2条** 契約保健施設は、次のとおりとする。

- (1) 大磯ロングビーチ
- (2) 東京サマーランド
- (3) 箱根小涌園ユネッサン・元湯 森の湯
- (4) 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー
- (5) 横浜・八景島シーパラダイス

(補助対象者)

**第3条** 組合の被保険者及び被扶養者である者。

(補助額)

**第4条** 補助額等は、(別紙1) のとおりとする。

但し、東京ディズニーランド・東京ディズニーシーは、年1回の補助とする。

(利用券)

**第5条** 利用券の種類は次のとおりとする。

1. 大磯ロングビーチ「入場割引券」  
東京サマーランド「施設利用割引券」  
箱根小涌園ユネッサン・元湯 森の湯「施設入場割引券」  
横浜・八景島シーパラダイス「施設割引利用券」
2. 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー「利用券」を(別紙2) 申込書により発行する。

(利用の方法)

**第6条** 利用方法は、次のとおりとする。

契約保健施設		利用方法
1	大磯ロングビーチ	利用の都度、各種「割引券」又は「割引利用券」を施設に提出する。
	東京サマーランド	
	箱根小涌園ユネッサン・元湯 森の湯	
	横浜八景島シーパラダイス	
2	東京ディズニーランド・東京ディズニーシー	利用の都度、「利用券」を施設に提出する。

(契約の締結)

**第7条** 第4条の補助を受けようとする契約施設と次の契約を締結する。

1. 割引券の取扱に関すること。

2. 割引の種類、価格に関する事。

3. 利用者の個人情報の秘密厳守及び第三者提供の禁止に関する事。

(個人情報の秘密の厳守)

**第8条** 組合は、利用者の個人情報の秘密を厳守し、他の用途に使用しない事。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年2月19日第82回組合会)

この規程の変更は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年7月17日第83回組合会)

この規程の変更は、平成21年7月1日から適用し、平成21年7月17日から施行する。

(別紙1 契約保健施設及び補助金額等一覧表の変更)

**附 則** (平成22年2月16日第84回組合会)

この規程の変更は、平成22年4月1日から施行する。

(別紙1 補助金額等一覧表の変更)

**附 則** (平成25年2月19日第81回組合会)

この規程の変更は、平成25年4月1日から施行する。

(海の家利用補助規定の削除)

**附 則** (平成29年2月17日第100回組合会)

この規程の変更は、平成29年4月1日から施行する。

(豊島園利用補助規定の削除及び別紙1 補助金額等一覧表の変更)

**附 則** (令和4年7月15日第113回組合会)

この規程の変更は、令和4年7月15日から施行する。

(契約保健施設及び補助金額等一覧表の変更)